

入 札 説 明 書

令和 7 年度環境調査研修所研修棟他照明器具 L E D 化工事

[全省庁共通電子調達システム対応]

環 境 省

は じ め に

本令和 7 年度環境調査研修所研修棟他照明器具 L E D 化工事の入札等については、会計法（昭和 2 2 年法律第 3 5 号）、予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）、契約事務取扱規則（昭和 3 7 年大蔵省令第 5 2 号）、その他の関係法令及び入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

環境調査研修所庶務課長 星野 哲也

2. 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 令和 7 年度環境調査研修所研修棟他照明器具 L E D 化工事
- (2) 工事内容 別添 2 の仕様書による
- (3) 工期 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 3 1 日
- (4) 工事場所 別添 2 の仕様書による
- (5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 % に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

- (6) 入札保証金 免除

- (7) 契約保証金 工事請負契約書第 4 条による。

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 環境省における「電気設備工事」に係る A 等級、B 等級又は C 等級の令和 07・08 年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、環境省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（4）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(6) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

① 親会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）と子会社等（同条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。

②において同じ。）の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合は除く。

① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により専任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 1) 又は 2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(7) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、関東・甲信越地域に所在すること。

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、環境省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

〒359-0042 埼玉県所沢市並木 3 - 3

環境調査研修所 庶務課会計係

電話 04-2994-9303 FAX 04-2994-9767

(2) 入札説明会の日時及び場所

開催しない

5. 入札に関する質問の受付

(1) この入札説明書、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い入札心得に定める様式 5 による書面を提出すること。

ア. 提出期限 令和 7 年 11 月 17 日（月）12 時まで

（持参の場合は、12 時から 13 時を除く）

イ. 提出場所 4. (1) の場所

ウ. 提出方法 持参、電子メール（kensyuzyo-kaikei@env.go.jp）又は F A X により提出すること。

なお、電子メール又は F A X で提出した場合には、環境省に提出した旨を連絡すること。

- (2) (1)の質問に対する回答は、令和7年11月19日（水）までに環境省ホームページの「調達情報」>「入札等情報」>請負業務「入札公告（工事・建設コンサルタント等）」>「本件」の「入札公告」の下段に掲載する。

6. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和7年11月20日（木）14時00分

場所 埼玉県所沢市並木3-3 環境調査研修所 本館2階会議室

(2) 入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

(1)の日時まで同システムにより入札を行うものとする。

電子調達システムにより入札をする予定の者については、同システムにより、環境省における競争参加資格審査結果通知書をPDF化し、証明書として令和7年11月19日（水）17時までに提出すること。

イ. 書面による入札の場合

入札心得に定める様式2による電子入札案件の紙入札方式での参加についての書面を令和7年11月19日（水）17時までに4. (1)の場所までに持参、電子メール(kensyuzyo-kaikei@env.go.jp)又はFAXにより提出すること。

入札に当たっては、入札心得に定める様式1による入札書及び環境省における競争参加資格審査結果通知書の写しを5. (1)の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、FAX、郵送等により提出することは認めない。

なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

7. 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子調達システムにより提出を求める。

電子調達システムによる入札の場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。ただし、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

工事費内訳書の提出形式は、下記のとおりとする。

工事区分、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を表示したもの（様式自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、紙による入札は押印すること。）

記載内容に不備がある場合は、入札を無効とすることがある。

(2) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印（電子調達システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印不要）を行った工事費内訳書を提出しなければならない、契約担当官又は支出負担行為担当官（これらの者の補助者を含

む。)が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、下記表各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

(3) 工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

【表】

1. 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子調達システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書、指名通知書等に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合		

8. 落札者の決定方法

(1) 有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。

また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、指名停止の措置が講じられるので注意されたい。

(3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、9.に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

9. 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う本工事の工期延期は行わない。

10. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

11. 契約書作成の可否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

12. 支払い条件

前金払、中間前金払及び部分払は次のとおりとする。

- (1) 前金払 有
- (2) 中間前金払 無
- (3) 部分払 無

13. 火災保険付保の可否 要

14. 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

15. 人権尊重の取組について

本調達に係る入札希望者及び契約者は、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

16. その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表するとともに、政府電子調達システム（GEPS）ホームページで公表するものとする。

(2) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム（GEPS）ホームページアドレス

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

ヘルプデスク 0570-000-683(ナビダイヤル) 受付時間 平日 9 時 00 分～17 時 30 分

◎ 添付資料

- ・ 別紙 1 入札心得
- ・ 別添 1 契約書（案）
- ・ 別添 2 仕様書